

答 申 第 4 号

平成17年3月29日

青森県知事 三村申吾 殿

青森県個人情報保護審査会

会 長 大澤 一寛

事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針の変更について（答申）

青森県個人情報保護条例第32条第4項の規定により、平成17年3月29日付け青総第979号で意見を求められたこのことについては、異議ありません。